

平成 26 年 6 月 26 日  
総務省長野行政評価事務所  
( 所 長 : 藤 井 賢 二 )

## 特定外来生物の飼養等の許可、防除等に関する行政評価・監視 〈調査結果に基づく所見表示に対する回答〉

長野行政評価事務所は、特定外来生物（生態系、人の生命・身体又は農林水産業に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれあり）について、取扱いの適正化及び効果的かつ効率的な防除を推進する観点から、飼養等の許可、防除の実施状況等について、平成 25 年 12 月から 26 年 4 月まで調査を実施し、調査結果に基づき、26 年 5 月 1 日、長野自然環境事務所に対し必要な改善措置を講ずるよう所見表示しました。

この度、長野自然環境事務所から改善措置について回答がありましたので、その概要をお知らせします。

### 【ポイント】

- ① 許可証を送付する際には、必要な届出等及びその期限を周知するための文書を同封するなどにより、適切な届出を行うよう、指導を徹底
- ② 環境省の「セイヨウオオマルハナバチ現地調査の手引き」に基づき適切に現地調査を実施、その際、指導事項については書面で手交し、その場で対応できない指導事項については、対応の結果について、後日報告するよう指導
- ③ 中部地方環境事務所が開催する中部地方外来生物対策連絡協議会（仮称）において、特定外来生物等に関する情報提供・収集を行い、情報の整理に努める。

### 〈本件照会先〉

総務省長野行政評価事務所  
第 1 評価監視官 中山  
電 話 : 026-235-5566  
F A X : 026-232-4529

# 1 特定外来生物の取扱いの適正化

## (1) 飼養等許可後の飼養の適切な管理

### 主な調査結果

- ケラクス属(ミナミザリガニ科)は、数量の増減があった場合、30日以内に届出が必要  
しかし、数量の増減があったにもかかわらず、3年間届出を未提出のものあり。その後、長野自然環境事務所から上記手続を通知しているが、さらに3年間届出を未提出で、指導の効果がみられない状況
- 長野自然環境事務所は、飼養等許可(カミツキガメ)を受けた法人が解散(許可は失効)したことを知らないまま、解散した法人から展示施設を引き継いだ別の法人からの更新申請を許可  
また、同事務所は、申請時の「飼養等している数量」が増減しているにもかかわらず、その届出や識別措置届を確認しないまま、これを受理、記録

### 所見表示の要旨

- ① 個体数については、遺棄や逸出等をする事のないよう適切な管理が行われることが重要であることから、適切な届出を行うよう指導を徹底すること。
- ② 記載内容の不備等がないかを十分に確認するため、複数人による申請書類の確認を徹底するなどにより、厳正な審査を行うこと。

### 回答の要旨

- ① 許可証を送付する際には、必要な届出等及びその期限を周知するための文書を同封するなどにより、適切な届出を行うよう、指導を徹底する。
- ② 事務担当者を含む複数人チェック体制により、前回の申請や届出の内容と齟齬<sup>そご</sup>が生じていないかの確認を徹底し、厳正な審査を行う。

カミツキガメ  
(環境省HPより)



ケラクス属  
(環境省HPより)



## (2) 現地調査における指導効果の確保

### 主な調査結果

- 長野自然環境事務所は、平成21年度からセイヨウオオマルハナバチの飼養等許可を受けている者に対して、現地調査を実施したが、現地調査における改善指導(破損しているネットの補修等)が口頭指導であったため、指導内容を記憶していない者が複数みられるなど指導効果が不十分



### 所見表示の要旨

- ① 今後は、平成25年8月に環境省が示した「セイヨウオオマルハナバチ現地調査の手引き」に基づいて、現地調査を適切に実施すること。
- ② その際、指導事項を徹底するため、指導内容を書面で手交するなどを検討すること。



### 回答の要旨

- ① 「セイヨウオオマルハナバチ現地調査の手引き」に基づき、適切に現地調査を実施する。その際、農政局及び県農政部局等に同行を依頼する(※)。
- ② 指導事項については書面で手交し、その場で対応できない指導事項については、対応の結果について、後日報告するよう指導する。

※ 中央環境審議会の意見具申において、環境省及び農林水産省が連携して指導を強化することとされている。

セイヨウオオマルハナバチ  
(環境省HPより)



## 2 特定外来生物の防除の推進

### 主な調査結果

- 防除の確認を受けていない地方公共団体において、運搬を認められていない事業者が、抜き取った特定外来生物(オオキンケイギク)を 運搬 (1村)
- 防除作業を外部委託している地方公共団体において、当該地方公共団体の担当者が運搬時には袋に入れる等の逸出防止措置を講じるべきことを知らず、委託業者が抜き取った特定外来生物(オオキンケイギク、オオハンゴンソウ)をそのまま運搬 (2町村)
- 市町村の環境部門担当者が、外来生物法の確認・認定制度を全く知らない。(6市町村)  
〈長野県内市町村における防除の状況〉
- 特定外来生物が生育しているとする市町村における防除の実施状況は以下のとおりで、アレチウリ以外の防除は低調  
アレチウリ 60%(45市町村のうち27市町村で防除を実施)、オオキンケイギク27.6%(29市町村のうち8市町村)、オオハンゴンソウ20%(15市町村のうち3市町)、オオカワヂシャ20%(5市のうち1市)

### 所見表示の要旨

- ① 市町村や民間団体に対し、確認・認定の制度、手続について必要な周知を図ること。
- ② その際、運搬時の逸出防止措置など適切な防除方法も周知を図ること。

### 回答の要旨

- ① 長野自然環境事務所ホームページを活用し、また長野県の協力を得ながら、確認・認定の制度や手続について必要な周知を図る
- ② その際、運搬時の逸出防止措置を講ずることなど適切な防除方法についても周知を図る。

アレチウリ  
(環境省HPより)



オオキンケイギク  
(環境省HPより)



### 3 その他(情報の収集、整理及び提供)

#### 主な調査結果

- 特定外来生物の防除の公示において、主務大臣は情報の収集、整理及び提供に努めることとされ、市町村からは特定外来生物の防除に係る継続的な情報提供を求める意見が出されているところ、千曲川河川事務所や中部森林管理局が特定外来生物に関する情報を保有しているが、長野自然環境事務所は、当該情報を不承知で、その提供を求めている。



#### 所見表示の要旨

- 長野自然環境事務所は、外来生物法の適正な執行を図る観点から、関係機関と連携の上、特定外来生物に関する有益な情報及び適切な防除方法などを収集するとともに、その情報の整理及び提供に努める必要がある。



#### 回答の要旨

- 長野自然環境事務所は、上部機関である中部地方環境事務所が開催する中部地方外来生物対策連絡協議会(仮称)において、関係機関と連携の上、特定外来生物等に関する情報提供・収集を行い、情報の整理に努める。